

○熊本県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程

(令和 5 年 3 月 31 日議会告示第 1 号)

改正 令和 7 年 3 月 18 日議会告示第 1 号

熊本県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程を次のように定める。
熊本県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、熊本県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和 4 年熊本県条例第 48 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この規程において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(個人識別符号)

第 3 条 条例第 2 条第 2 項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

(1) 次に掲げる身体の特徴のいずれかを特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号

ア 細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名 DNA）を構成する塩基の配列

イ 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌

ウ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様

エ 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化

オ 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様

カ 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状

キ 指紋又は掌紋

(2) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 3 条第 11 項に規定する保険者番号及び同条第 12 項に規定する被保険者等記号・番号

(3) 船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）第 2 条第 10 項に規定する保険者番号及び同条第 11 項に規定する被保険者等記号・番号

(4) 旅券法（昭和 26 年法律第 267 号）第 6 条第 1 項第 1 号の旅券の番号

(5) 出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 2 条第 5 号に規定する旅券（日本国政府の発行したものを除く。）の番号及び同法第 19 条の

4 第 1 項第 5 号の在留カードの番号

- (6) 私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）第 45 条第 1 項に規定する加入者等記号・番号等
- (7) 国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）第 112 条の 2 第 1 項に規定する組合員等記号・番号等
- (8) 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 111 条の 2 第 1 項に規定する被保険者記号・番号等
- (9) 国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）第 14 条に規定する基礎年金番号
- (10) 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 93 条第 1 項第 1 号の免許証の番号又は同法第 95 条の 2 第 2 項第 1 号の免許情報記録の番号
- (11) 地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）第 144 条の 2 4 の 2 第 1 項に規定する組合員等記号・番号等
- (12) 住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 7 条第 13 号に規定する住民票コード
- (13) 雇用保険法施行規則（昭和 50 年労働省令第 3 号）第 10 条第 1 項の雇用保険被保険者証の被保険者番号
- (14) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 161 条の 2 第 1 項に規定する被保険者番号等
- (15) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）第 8 条第 1 項第 3 号の特別永住者証明書の番号
- (16) 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 12 条第 3 項の被保険者証の番号及び保険者番号
- (17) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 5 項に規定する個人番号
（要配慮個人情報）

第 4 条 条例第 2 条第 3 項の議長が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

- (1) 次に掲げる身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害があること。
 - ア 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）別表に掲げる身体上の障害
 - イ 知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）にいう知的障害
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）

にいう精神障害（発達障害者支援法（平成１６年法律第１６７号）第２条第１項に規定する発達障害を含み、イに掲げるものを除く。）

エ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第４条第１項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの

- (2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果
- (3) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。
- (4) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。
- (5) 本人を少年法（昭和２３年法律第１６８号）第３条第１項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

（個人の権利利益を害するおそれ大きいもの）

第５条 条例第１１条の個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして議長が定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 要配慮個人情報が含まれる保有個人情報（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この条において同じ。）の漏えい、滅失若しくは毀損（以下この条において「漏えい等」という。）が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (2) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (3) 不正の目的をもって行われたおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (4) 保有個人情報に係る本人の数が１００人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

２ 議長は、条例第１１条本文の規定による通知をする場合には、前項各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、次に掲げる事項を通知しなければならない。

- (1) 概要

- (2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報の項目
- (3) 原因
- (4) 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容
- (5) その他参考となる事項

(電磁的方法)

第6条 条例第15条第4項に規定する電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

- (1) 電話番号を送受信のために用いて電磁的記録を相手方の使用に係る携帯して使用する通信端末機器に送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）
- (2) 電子メールを送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）
- (3) 前号に定めるもののほか、その受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する電気通信をいう。）を送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）

(匿名加工情報の安全管理措置の基準)

第7条 条例第16条第2項の議長が定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 匿名加工情報を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。
- (2) 匿名加工情報の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って匿名加工情報を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。
- (3) 匿名加工情報を取り扱う正当な権限を有しない者による匿名加工情報の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第8条 議長は、個人情報ファイル（条例第17条第2項各号に掲げるもの及び同条第3項の規定により個人情報ファイル簿に掲載しないものを除く。次項及び第4項において同じ。）を保有するに至ったときは、直ちに、個人情報ファイル簿を作成しなければならない。

2 個人情報ファイル簿は、議会が保有している個人情報ファイルを通じて一の帳簿とする。

3 議長は、個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があったときは、直ちに、当該個人情報ファイル簿を修正しなければならない。

4 議長は、個人情報ファイル簿に掲載した個人情報ファイルの保有をやめたときは、遅滞なく、当該個人情報ファイルについての記載を消除しなければならない。

5 議長は、個人情報ファイル簿を作成したときは、遅滞なく、これを議会の事務局（第18条において「事務局」という。）の事務所（以下「事務所」という。）に

備えて置き一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。

6 条例第17条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル又は同項第2号に係る個人情報ファイルの別
- (2) 条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイルについて、第8項に規定する個人情報ファイルがあるときは、その旨

7 条例第17条第2項第1号カの議長が定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。

- (1) 次に掲げる者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（アに掲げる者の採用又は選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む。）

ア 執行機関の職員又は当該職員であった者

イ 条例第17条第2項第1号アに規定する者又はアに掲げる者の被扶養者又は遺族

- (2) 条例第17条第2項第1号アに規定する者及び前号ア又はイに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの

8 条例第17条第2項第3号の議長が定める個人情報ファイルは、条例第2条第5項第2号に係る個人情報ファイルで、その利用目的及び記録範囲が条例第17条第1項の規定による公表に係る条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるものとする。

（開示請求書等）

第9条 条例第19条第1項に規定する開示請求書は、別記第1号様式によるものとする。

2 条例第19条第3項の規定による補正の求めは、補正通知書（別記第2号様式）により行うものとする。

（開示請求等における本人確認手続等）

第10条 条例第19条第2項、第32条第2項又は第39条第2項の規定により提示し、又は提出しなければならない書類は、次の各号に掲げる書類のいずれかとする。

- (1) 開示請求書、訂正請求書又は利用停止請求書（以下この条において「開示請求書等」という。）に記載されている開示請求をする者、訂正請求をする者又は利用停止請求をする者（以下この条において「開示請求者等」という。）の

氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて、当該開示請求者等が本人であることを確認するに足りるもの

- (2) 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあっては、当該開示請求者等が本人であることを確認するため議長が適当と認める書類

2 開示請求書等を議長に送付して開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この項及び次項において「開示請求等」という。）をする場合には、開示請求者等は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる書類を議長に提出すれば足りる。

- (1) 前項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの
- (2) その者の住民票の写しその他その者が前号に掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして議長が適当と認める書類であつて、開示請求等をする日前30日以内に作成されたもの

3 条例第18条第2項、第31条第2項又は第38条第2項の規定により代理人が開示請求等をする場合には、当該代理人は、戸籍謄本、委任状その他その資格を証明する書類（開示請求等をする日前30日以内に作成されたものに限る。）を議長に提示し、又は提出しなければならない。

4 開示請求をした代理人は、当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨を議長に届け出なければならない。

5 前項の規定による届出があつたときは、当該開示請求は、取り下げられたものとみなす。

（未成年者の法定代理人による開示請求に係る意見の聴取）

第11条 議長は、未成年者の法定代理人による開示請求があつた場合には、条例第20条第1号の規定に該当するかどうかの判断に当たり、必要に応じ、本人に対して意見を聴くものとする。

（条例第20条第2号ウの議長が定める公務員等）

第12条 条例第20条第2号ウの議長が定める公務員等は、次に掲げる公務員等とする。

- (1) 麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第54条第1項に規

定する麻薬取締官及び同条第2項に規定する麻薬取締員

- (2) 漁業法（昭和24年法律第267号）第128条第1項に規定する漁業監督官及び漁業監督吏員であつて、同条第5項の規定により指名されたもの（開示決定の際に通知すべき事項）

第13条 条例第24条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示決定に係る保有個人情報について求めることができる開示の実施の方法
- (2) 事務所における開示を実施することができる日、時間及び場所並びに事務所における開示の実施を求める場合にあっては、条例第28条第3項の規定による申出をする際に事務所における開示を実施することができる日のうちから事務所における開示の実施を希望する日を選択すべき旨
- (3) 第18条1項第2号から第4号まで又は同条第2項第1号イ若しくは同項第2号アに掲げるもの（以下「写し等」という。）の送付の方法による保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要する日数及び送付に要する費用

（開示決定等に係る通知書）

第14条 条例第24条第1項又は第2項の規定による開示決定等に係る通知は、次の各号に掲げる開示決定等の区分に応じ、当該各号に定める書面により行うものとする。

- (1) 条例第24条第1項の規定による開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定 保有個人情報開示決定通知書（別記第3号様式）
- (2) 条例第24条第1項の規定による開示請求に係る保有個人情報の一部を開示する旨の決定 保有個人情報部分開示決定書（別記第4号様式）
- (3) 条例第24条第2項の規定による開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しない旨の決定 保有個人情報不開示決定通知書（別記第5号様式）

（開示決定等の期限の延長に係る通知書）

第15条 条例第25条第2項後段の規定による通知は、保有個人情報開示決定等期限延長通知書（別記第6号様式）により行うものとする。

（開示決定等の期限の特例に係る通知書）

第16条 条例第26条後段の規定による通知は、保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書（別記第7号様式）により行うものとする。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第17条 議長は、条例第27条第1項又は第2項の規定により、同条第1項に規定する第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容を通知するに当たっては、

開示請求に係る保有個人情報の本人の権利利益を不当に侵害しないように留意しなければならない。

2 条例第27条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示請求の年月日
- (2) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

3 条例第27条第2項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 前項各号に掲げる事項
- (2) 条例第27条第2項各号のいずれに該当するかの別及びその理由

4 条例第27条第1項の規定による通知は、保有個人情報開示請求に関する第三者意見照会書（別記第8号様式）により行うものとする。

5 条例第27条第2項の規定による通知は、保有個人情報開示請求に関する第三者意見照会書（別記第9号様式）により行うものとする。

6 条例第27条第1項又は第2項の意見書は、別記第10号様式によるものとする。

7 条例第27条第3項の規定による通知は、反対意見書に係る保有個人情報の開示決定通知書（別記第11号様式）により行うものとする。

（開示の実施の方法）

第18条 条例第28条第1項に規定する文書又は図画に記録されている保有個人情報の開示の実施の方法は、次に掲げる方法とする。ただし、第2号から第4号までに掲げる方法にあつては、当該文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがなく、かつ、事務局が現に保有する処理装置及びプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるよう組み合わせられたものをいう。次項において同じ。）により当該文書又は図画の開示を実施することができる場合に限る。

- (1) 当該文書又は図画（条例第28条第1項ただし書の規定が適用される場合には、次号に規定するもの）の閲覧
- (2) 当該文書又は図画を複写機により日本産業規格A列3番（次項第2号アにおいて「A3判」という。）以下の大きさの用紙に複写したものの交付（次号に掲げる方法に該当するものを除く。）。ただし、これにより難い場合にあつては、当該文書又は図画を複写機により日本産業規格A列1番又はA列2番の用紙に複写したものの交付（次号に掲げる方法に該当するものを除く。）
- (3) 当該文書又は図画を複写機により用紙にカラーで複写したものの交付
- (4) 当該文書又は図画をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281又はX6241に適合する直

径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。次項第1号イにおいて同じ。)に複製したものの交付

2 条例第28条第1項の議長が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。ただし、事務局が現に保有する処理装置及びプログラムにより当該電磁的記録の開示を実施することができる場合に限る。

(1) ビデオテープ、録音テープその他映像又は音声を記録した電子的記録 次に掲げる方法

ア 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの視聴

イ 当該電磁的記録を光ディスクに複製したものの交付

(2) 前号に掲げるもの以外の電磁的記録 次に掲げる方法

ア 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧又は交付

イ その他当該電磁的記録の種類及び性質に応じた適切な方法として議長が定める方法

(開示の実施の方法等の申出)

第19条 条例第28条第3項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 求める開示の実施の方法（開示決定に係る保有個人情報の部分ごとに異なる方法による開示の実施を求める場合にあっては、その旨及び当該部分ごとの開示の実施の方法）

(2) 開示決定に係る保有個人情報の一部について開示の実施を求める場合にあっては、その旨及び当該部分

(3) 事務所における開示の実施を求める場合にあっては、事務所における開示の実施を希望する日

(4) 写し等の送付の方法による保有個人情報の開示の実施を求める場合にあっては、その旨

2 条例第28条第3項の規定による申出は、保有個人情報の開示の実施方法等申出書

(別記第12号様式)により行わなければならない。

3 開示請求書に記載された開示の実施の方法による保有個人情報の開示を実施する旨の条例第24条第1項の規定による通知があった場合（事務所における開示については、当該開示請求書に記載された事務所における開示を希望する日に保有個人情報の開示を実施する旨の通知があった場合に限る。）において、当該開示請求書に記載された事項を変更しないときは、条例第28条第3項の規定による

申出は、することを要しない。

(写し等の作成及び送付に要する費用)

第20条 条例第30条の規定により保有個人情報の開示を受ける者が負担しなければならない文書若しくは図画の写し又は議長が定める方法によるものの作成に要する費用の額は、次の表のとおりとする。

	区 分	金 額
文書又は図画の写し	複写機により用紙に複写したもの(白黒)	用紙1枚につき10円
	複写機により用紙に複写したもの(カラー)	用紙1枚につき30円
議長が定める方法によるもの	当該保有個人情報に係る電磁的記録を用紙に出力したもの(白黒)	用紙1枚につき10円
	当該保有個人情報に係る電磁的記録を用紙に出力したもの(カラー)	用紙1枚につき30円
	当該保有個人情報に係る電磁的記録を光ディスク(日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したもの	光ディスク1枚につき80円
	当該保有個人情報に係る電磁的記録を光ディスク(日本産業規格X6241に適合する直径120ミリの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したもの	光ディスク1枚につき100円
	その他当該保有個人情報に係る電磁的記録の種類及び性質に応じた適切な方法として議長が定める方法によるもの	当該議長が定める方法によるものの作成に要する実費の範囲内で議長が定める額
備考 用紙の両面に複写し、又は出力したものについては、片面を1枚として、費用の額を算定する。		

2 前項の費用は、現金(普通為替証書及び定額小為替証書を含む。次項において同じ。)で前納しなければならない。

3 条例第30条の規定により保有個人情報の開示を受ける者で写し等の送付を求めるものが負担しなければならない当該送付に要する費用は、郵便切手又は現金で、第1項の費用とともに納付しなければならない。

(訂正請求書等)

第21条 条例第32条第1項に規定する訂正請求書は、別記第13号様式によるものとする。

2 条例第32条第3項の規定による補正の求めは、補正通知書(別記第2号様式)により行うものとする。

(訂正決定等に係る通知書)

第22条 条例第34条第1項又は第2項の規定による訂正決定等の通知は、次の各号に掲げる訂正決定等の区分に応じ、当該各号に定める書面により行うものとする。

(1) 条例第34条第1項の規定による訂正請求に係る保有個人情報の訂正をする旨の決定 保有個人情報訂正決定通知書(別記第14号様式)

(2) 条例第34条第2項の規定による訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしない旨の決定 保有個人情報を訂正しない旨の決定通知書(別記第15号様式)

(訂正決定等の期限の延長に係る通知書)

第23条 条例第35条第2項後段の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等期限延長通知書(別記第16号様式)により行うものとする。

(訂正決定等の期限の特例に係る通知書)

第24条 条例第36条後段の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書(別記第17号様式)により行うものとする。

(保有個人情報の提供先への訂正実施通知書)

第25条 条例第37条の規定による通知は、保有個人情報の提供先への訂正実施通知書(別記第18号様式)により行うものとする。

(利用停止請求書等)

第26条 条例第39条第1項に規定する利用停止請求書は、別記第19号様式によるものとする。

2 条例第39条第3項の規定による補正の求めは、補正通知書(別記第2号様式)により行うものとする。

(利用停止決定等に係る通知書)

第27条 条例第41条第1項又は第2項の規定による利用停止決定等の通知は、次の各号に掲げる利用停止決定等の区分に応じ、当該各号に定める書面により行うものとする。

- (1) 条例第41条第1項の規定による利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をする旨の決定 保有個人情報利用停止決定通知書（別記第20号様式）
- (2) 条例第41条第2項の規定による利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしない旨の決定 保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書（別記第21号様式）

（利用停止決定等の期限の延長に係る通知書）

第28条 条例第42条第2項後段の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書（別記第22号様式）により行うものとする。

（利用停止決定等の期限の特例に係る通知書）

第29条 条例第43条後段の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書（別記第23号様式）により行うものとする。

（審議会に諮問をした旨の通知書）

第30条 条例第45条第3項の規定による通知は、熊本県情報公開・個人情報保護審議会に諮問をした旨の通知書（別記第24号様式）により行うものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
（熊本県議会が取り扱う個人情報の保護等に関する規程の廃止）
- 2 熊本県議会が取り扱う個人情報の保護等に関する規程（平成18年熊本県議会告示第1号）は、廃止する。

附 則（令和7年3月18日議会告示第1号）

（施行期日）

- 1 この規程は、告示の日から施行する。ただし、第3条第10号の改正規定は、令和7年3月24日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規程の施行の際現に存する改正前の熊本県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。
- 3 この規程の施行の際現に改正前の熊本県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の規定に基づいて提出されている書類は、改正後の熊本県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の規定に基づいて提出された書類とみなす。